◎保険だより 第４８４号 （令和７年６月１日）

１）器質性月経困難症管理料算定には、器質性月経困難症と器質性の根拠となる疾患名（子宮腺筋症、子宮筋腫、子宮内膜症など）の病名およびホルモン剤の投与が必要となります。

２）急性冠症候群、急性心筋梗塞、心筋炎、不安定狭心症のため（疑いも含む）心筋トロポニンＩまたは、心筋トロポニンＴ（TnT）定性・定量を算定するにあたり、心電図の算定がない場合には不適当となります。

３）糖尿病疑いのための HbA1c 算定は、３か月に１回を原則としています。